

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 30 日 (土) 号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

○鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税 務 課 取 扱 い) 1

条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

平成31年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 条 例 第 39 号

鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 税 条 例 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 14 条 第 3 項 を 削 り , 同 条 第 4 項 中 「 前 2 項 」 を 「 前 項 」 に 改 め , 同 項 を 同 条 第 3 項 と し ,
同 条 第 5 項 を 同 条 第 4 項 と す る。

第 23 条 の 2 第 1 項 中 「 第 1 号 に 掲 げ る 寄 附 金 」 を 「 特 例 控 除 対 象 寄 附 金 」 に , 「 寄 附 金 の
額 の 合 計 額 が 」 を 「 特 例 控 除 対 象 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 が 」 に 改 め , 同 条 第 2 項 中 「 前 項 」 を
「 第 1 項 」 に , 「 同 項 第 1 号 に 掲 げ る 寄 附 金 」 を 「 特 例 控 除 対 象 寄 附 金 」 に 改 め , 同 項 を 同
条 第 3 項 と し , 同 条 第 1 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

2 前 項 の 特 例 控 除 対 象 寄 附 金 と は , 同 項 第 1 号 に 掲 げ る 寄 附 金 で あ つ て 法 第 37 条 の 2 第 2
項 の 規 定 に よ り 総 務 大 臣 が 指 定 す る 都 道 府 県 等 に 対 す る も の を い う。

附 則 第 5 条 の 6 の 2 第 1 項 中 「 平 成 43 年 度 」 を 「 平 成 45 年 度 」 に 改 め , 同 条 第 2 項 を 削 り ,
同 条 第 3 項 中 「 第 1 項 の 」 を 「 前 項 の 」 に 改 め , 同 項 を 同 条 第 2 項 と し , 同 条 第 4 項 中 「 第
41 条 第 3 項 第 2 号 」 を 「 第 41 条 第 5 項 」 に 改 め , 「 特 定 取 得 」 の 次 に 「 又 は 同 条 第 14 項 に 規
定 す る 特 別 特 定 取 得 」 を 加 え , 同 項 を 同 条 第 3 項 と す る。

附 則 第 5 条 の 7 中 「 同 条 第 2 項 第 2 号 」 を 「 同 条 第 3 項 第 2 号 」 に , 「 附 則 第 7 条 の 2 第
1 項 , 附 則 第 8 条 第 1 項 , 附 則 第 9 条 第 1 項 , 附 則 第 9 条 の 2 第 1 項 , 附 則 第 9 条 の 3 第 1
項 , 附 則 第 9 条 の 3 の 2 第 1 項 又 は 附 則 第 9 条 の 4 第 1 項 」 を 「 法 附 則 第 33 条 の 2 第 1 項 ,

法附則第33条の3第1項、法附則第34条第1項、法附則第35条第1項、法附則第35条の2第1項、法附則第35条の2の2第1項又は法附則第35条の4第1項」に、「第23条の2第2項に」を「第23条の2第3項に」に、「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「100分の10」を「100分の20」に改め、同条第1号及び第2号中「第23条の2第2項第1号」を「第23条の2第3項第1号」に改め、同条第3号中「附則第9条の2第1項」を「法附則第33条の3第1項」に改め、同条第4号中「附則第9条第1項」を「法附則第35条第1項」に改め、同条第5号中「附則第7条の2第1項、附則第8条第1項、附則第9条の3第1項、附則第9条の3の2第1項又は附則第9条の4第1項」を「法附則第33条の2第1項、法附則第34条第1項、法附則第35条の2第1項、法附則第35条の2の2第1項又は法附則第35条の4第1項」に改める。

附則第5条の7の2中「第23条の2及び」を「第23条の2第1項及び第3項並びに」に、「第23条の2第2項第1号」を「第23条の2第3項第1号」に改める。

附則第5条の8中「各号列記以外の部分及び第2項並びに」を「中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。））」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。））」と、同条第3項及び」に、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に、「附則第4条の5第1項」を「附則第4条の6第1項」に改める。

附則第5条の8の2第1項中「第23条の2第1項第1号に掲げる寄附金」を「第23条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に、「第23条の2の」を「第23条の2第1項及び第3項の」に改め、同条第2項中「第23条の2第2項」を「第23条の2第3項」に改める。

附則第12条第2項から第8項までの規定中「第13項」を「第12項」に改める。

附則第16条第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第16条の2中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同条ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則第17条第1項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第12条の3第5項」を「第12条の3第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中

「第12条の3第6項」を「第12条の3第3項」に、「同条第5項」を「同条第2項」に改め、同項を同条第3項とする。

附則第18条の2第1項中「、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と」を削り、同条第2項中「第6項」を「第9項」に改める。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、附則第17条第1項の改正規定中「一般乗合用バス」に」の次に「、平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第1号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第2号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に」を加え、同条第2項及び第3項を削る改正規定を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中鹿児島県税条例第23条の2の改正規定、同条例附則第5条の7の改正規定（「同条第2項第2号」を「同条第3項第2号」に、「第23条の2第2項に」を「第23条の2第3項に」に、「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改める部分並びに同条第1号及び第2号に係る部分に限る。）、同条例附則第5条の7の2の改正規定、同条例附則第5条の8の改正規定（「附則第4条の5第1項」を「附則第4条の6第1項」に改める部分を除く。）及び同条例附則第5条の8の2の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は同年6月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条の2並びに附則第5条の7、第5条の7の2、第5条の8及び第5条の8の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第23条の2第1項及び第3項並びに附則第5条の7、第5条の8及び第5条の8の2第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、新条例第23条の2第1項中「を支出し、当該特例控除対象寄附金」とあるのは「又は第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金」と、同条第3

項中「特例控除対象寄附金の額」とあるのは「特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）の額」と、新条例附則第5条の7中「特例控除対象寄附金の額」とあるのは「特例控除対象寄附金の額及び同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）の額」と、新条例附則第5条の8中「に特別控除対象寄附金」とあるのは「支出したものに限る。）」と、「に特例控除対象寄附金（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金」とあるのは「支出したものに限る。）（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金」と、「とする」とあるのは「と、「限る。）」とあるのは「限り、租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」とする」と、新条例附則第5条の8の2第1項中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。